

勝訴・敗訴判決から学ぶ 裁判所の構造的な問題

第52回司法制度研究会から

◆特集にあたって

二〇二二年一月二三日水曜日、第五二回司法制度研究会が主婦会館プラザエフ（東京・四谷）にてリアル・オンライン併用で開催された。主催は日民協、共催は青年法律家協会弁護士学者合同部会、自由法曹団とし、協賛は全司法労働組合。当日は、リアルで三五名、オンラインで七一名の合計一〇〇名を超える参加を得た。

■ 勝訴・敗訴判決に学ぶ司法を市民のために

「司法の危機」が叫ばれた時代から今に至るまでの五〇年余にわたって、市民と法律家は、憲法を敵視する行政権と対峙し、この政策に手を貸し付度する司法、とりわけ最高裁判所とたたかってきた。しかし、いまだ司法は、被害者の被害回復や少数者の権利擁護、あるいは憲法秩序の回復のための真の機関とはなっていない。むしろ、近時の安倍・菅政権とこれを引き継いだ岸田政権によって、憲法秩序と人権保障の軽視は逆に進行しているともいえる。

市民のための司法をめざすためには裁判所や具体的な裁判の現状を知り課題がどこにあるか

を検討する必要がある。そのため、今回の司法制度研究会では、全国各地の裁判所でたたかわれている同種訴訟の経過と判決を比較検討して、特に結論が分かれたところを中心に分析することとした。こうした事件を検討することで、何が勝敗を分けたのか、どのように裁判所を変えればすべてが勝訴判決となるのかについてヒントを得られるのではないかと考えたからである。当然、司法改革の必要性を論じるためには、現状でなしている訴訟活動や運動をすべてなすということが求められる。それでも、法廷の内外で、原告団・弁護士がどのように工夫しても乗り越えられないのであれば、司法制度自体を変えるほかにないという結論に至るのではないかと考えた。その意味では「敗訴判決」にこそ、司法改革のヒントが示されているともいえる。

■ 原発・安保・生活保護・同性婚の四つの訴訟

今回は全国で取り組まれ、敗訴を経験している四つの事件を取り上げた。原発訴訟では、最高裁は損害賠償額の増額を認める一方で、国の責任については否定した。白井剣氏は、原発建設を「国策」として推し進めてきたにもかかわらず、その国を免罪した最高裁の「論理」への批判をいっそう強めるとし、原発事故を風化させず世論を高めることも重要だと指摘した。

安保訴訟を担当する伊須慎一郎氏は、集団的自衛権の閣議決定や安保法制の制定が原告らの平和的生存権を侵害していると主張しているが、裁判官はこれを具体的な被害として捉えきれていない、政治的な主張に過ぎないと切り捨てられないような工夫を尽くすと述べた。



生活保護訴訟(いのちのと)りで訴訟では、小久保哲郎氏から、保護費引下げの根拠は自民党公約に流されたものにすぎず根拠を欠いているため、裁判官に勇気があれば勝訴判決は書けるはずであり、現に勇気をもたせることができたところでは勝訴判決を得られたとの報告がなされた。

同性婚訴訟(結婚の自由をすべての人に訴訟)では、裁判官は立法で解決すべきとして当事者救済から逃げようとするが、そうさせないため当事者の声を届け司法救済の必要性を訴えたと、永野靖氏は報告した。国民世論の変化が違憲判断を後押ししているとみている。

上記の四つの報告の中では、いずれも原告らの被害を裁判官に実感を持って感得させられるようにするという工夫、原告らを救済すべきだという全国的な世論づくりの努力が強調された。しかし、それでもかならずしも勝訴とならない点に、司法の制度上の壁というものを痛感させられることとなった。

■ 最高裁の改革、裁判運動の現在とこれから

集会では、お二人の方から基調報告をいただいた。

大久保史郎氏は、裁判闘争を中心とするこれまでの司法運動が日本社会の民主化や立憲主義の浸透に大きな役割を果たしてきたと評価しつつ、安倍政権以降の一〇年で立法、行政のみならず司法まで機能不全に陥らされたと分析し、ここからの回復を図り、さらに「人間の尊厳」を中心に据えた社会運動の中核こそ司法運動が担うべきとして、法律家の奮起を促した。

最高裁判官の任命については、その可視化・透明化の必要性が唱えられて久しい。現状の任命制度の課題について、西川伸一氏は、ジェンダーバランス・年齢構成・密室での人選の三点を挙げ、解決の突破口として学者枠での思い切った選任と最高裁判事候補者について事実上推薦する運動を起すことを提起した。

■ 事例報告とパネルディスカッション、会場発言

上記の報告の後、裁判をめぐる経験交流のため、事例報告として、辺野古新基地建設訴訟と泉佐野市ふるさと納税訴訟のそれぞれの最高裁判決の比較(本多滝夫氏)、日の丸君が代訴訟と最高裁判決(平松真二郎氏)、非正規公務員雇止め訴訟と最高裁判決(城塚健之氏)、建設アスベスト訴訟と最高裁判決(井上聡氏)、岡口基一判事弾劾裁判(野間啓氏)の報告を受け、また会場からも活

発な発言がなされ質疑応答も行った。さらに、四つの事件の報告者をパネラーとして、笹山尚人氏のコーディネートのもとでパネルディスカッションも行った。議論の詳細については、各報告を参照されたい。

■ 集会を終えて——法律家の課題

全国でたたかわれている訴訟について、勝訴のみならず敗訴判決を踏まえて、至らなかつた点を振り返り報告を受けるといふのはある意味、酷な企画であつたとも思う。しかし四つの事件報告者からの生々しい話は参加者にとっては大きな刺激になったはずである。また「これだけやっても簡単には勝てないのか」という点で、参加者は司法の壁を実感したはずで、これはかならずや司法を改革する原動力になるはずである。

今回の司法制度研究会は、昨年の最高裁国民審査をめぐって情報提供を行ったメンバー(国民審査PT)が中心となつて準備を進めてきた。その国民審査PTでは本集會に先立って、法曹一元を実現し定着させている韓国の司法改革についても学んだ。韓国での改革の原動力になったのは、司法界にはびこつていた「前官礼遇」という腐敗への市民の怒りだつたという(「前官礼遇」といふのは、裁判官を退官した弁護士士の事件について、かつて部下だつた裁判官はえこひいきするという慣習)。日本と単純に比較することはできないが、やはり改革には市民の怒りが必要であると考える。不当な結論に対する裁判当事者や法律家の怒りは激しいが、まだそれは市民共通のものとなつていない。本集會を通じて、裁判や司法制度の実情を広くそして分かりやすく市民に伝える努力も必要だとの意見が複数あがつた。

そのためには、大久保氏の提唱した社会運動の中に司法・裁判運動を位置付けるという視点は大いに参考になる。また、西川氏は最高裁判事を民間で推薦してはどうかという具体的かつ魅力的な提案をされた。実現のための取組みが重要である。

なお、今回の集會では触れられなかつたが、若手・中堅の法律家に問題意識を共有してもらい、改革の担い手となつていただくための取組みについても討議をしていきたい。被害者を前にしてその救済のために尽力するも、司法の壁にぶつかり、制度改革の必要性を痛感してきた法律家も少なからず存在するはずである。今後の司研集會は、こうした法律家を掘り起こす機会ともしていきたい。(日本民主法律家協会事務局長 大山勇一)